

項目・訂正概要	誤	正
第2章 製作・施工 第1節 機器の製作・据付け P2-11 機械基礎・土木建築構造物施工要領(参考図) 不明瞭な記述を削除する。	【注意事項】 (10)あと施工アンカー(接着系)の穿孔深さ、埋込深さは躯体コンクリート面の表層から20mmを含まない。	【注意事項】 (10)欠番 ※ (10)を欠番とし、削除する。

機械基礎・土木建築構造物施工要領（参考図）

機械基礎の施工にあたっては、次ページの機械基礎・土木建築構造物施工要領（参考図）によるものとするが、この（参考図）の使用に当たっては、次の注意事項があるので留意すること。

【注意事項】

- (1) 機械基礎用鉄筋（かご筋）は、鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 とし、原則として D13、200mm ピッチ以内を標準とする。
- (2) 機械基礎ボルトの許容引抜き荷重は、付着力のみで計算すること。
- (3) 補助筋及び引掛筋は、機械基礎用鉄筋（かご筋）と同等又はそれ以上の径とすること。
- (4) 機械基礎ボルト及び躯体差筋（ダボ筋）の位置は、必要ヘリあき寸法を確保すること。（機械基礎ボルト等は、機械基礎用鉄筋（かご筋）の内側に設置すること）
- (5) 機械基礎ボルト及び躯体差筋（ダボ筋）の引き抜き、せん断について計算を行い、必要本数・径を決定すること。なお、躯体差筋（ダボ筋）の径、本数（計算値が4本未満となる場合の下限）は、D13以上かつ4本以上とすること。
- (6) アンカーボルトと補助筋は、フレア溶接により接合すること。この場合の溶接長は、両面の場合は5D以上、片面の場合は10D以上とする。
- (7) 機械基礎用鉄筋（かご筋）と躯体差筋（ダボ筋）は、結束又は点溶接とし、機械基礎側の末端を折り曲げ、末端長さは8D以上を確保することを原則とする。
- (8) 引掛筋（機械基礎ボルトの位置固定用）の両端は、機械基礎用鉄筋（かご筋）と接合すること。
- (9) あと施工アンカー（接着系）を使用する場合の、施工・検査は、機械設備工事必携（本編）等による。
- (10) 欠番
- (11) 床スラブが薄い場合は、アンカーの末端が、スラブ下端側から20mm以上離れていること。
- (12) 躯体と機械基礎との接合面は、目荒し（深さ10mm程度）をおこなうこと。目荒し部及びはつり部は、清掃、吸水、接着剤塗布等により、打設する基礎コンクリート、モルタル等と躯体コンクリートとの接合を強固にすること。
- (13) 危険防止等のため基礎の各辺は、面取りを行うこと。

訂正箇所
2重取消し線で表示

機械基礎・土木建築構造物施工要領（参考図）

機械基礎の施工にあたっては、次ページの機械基礎・土木建築構造物施工要領（参考図）によるものとするが、この（参考図）の使用に当たっては、次の注意事項があるので留意すること。

【注意事項】

- (1) 機械基礎用鉄筋（かご筋）は、鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 とし、原則として D13、200mm ピッチ以内を標準とする。
- (2) 機械基礎ボルトの許容引抜き荷重は、付着力のみで計算すること。
- (3) 補助筋及び引掛筋は、機械基礎用鉄筋（かご筋）と同等又はそれ以上の径とすること。
- (4) 機械基礎ボルト及び躯体差筋（ダボ筋）の位置は、必要ヘリあき寸法を確保すること。（機械基礎ボルト等は、機械基礎用鉄筋（かご筋）の内側に設置すること）
- (5) 機械基礎ボルト及び躯体差筋（ダボ筋）の引き抜き、せん断について計算を行い、必要本数・径を決定すること。なお、躯体差筋（ダボ筋）の径、本数（計算値が4本未満となる場合の下限）は、D13以上かつ4本以上とすること。
- (6) アンカーボルトと補助筋は、フレア溶接により接合すること。この場合の溶接長は、両面の場合は5D以上、片面の場合は10D以上とする。
- (7) 機械基礎用鉄筋（かご筋）と躯体差筋（ダボ筋）は、結束又は点溶接とし、機械基礎側の末端を折り曲げ、末端長さは8D以上を確保することを原則とする。
- (8) 引掛筋（機械基礎ボルトの位置固定用）の両端は、機械基礎用鉄筋（かご筋）と接合すること。
- (9) あと施工アンカー（接着系）を使用する場合の、施工・検査は、機械設備工事必携（本編）等による。
- (10) あと施工アンカー（接着系）の穿孔深さ、埋め込み深さは躯体コンクリート面の表層から20mmを含まない。
- (11) 床スラブが薄い場合は、アンカーの末端が、スラブ下端側から20mm以上離れていること。
- (12) 躯体と機械基礎との接合面は、目荒し（深さ10mm程度）をおこなうこと。目荒し部及びはつり部は、清掃、吸水、接着剤塗布等により、打設する基礎コンクリート、モルタル等と躯体コンクリートとの接合を強固にすること。
- (13) 危険防止等のため基礎の各辺は、面取りを行うこと。